産業競争力強化法施行令及び登録免許税施行令の一部を改正する政令案に関する意見公募手続の結果について

令和８年11月18日

経済産業省
経済産業政策局産業創造課
生活維持物品役務需要減等対策室

標記について、令和８年９月11日から同年10月10日まで、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して８件の御意見が寄せられました。なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

１　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

令和８年９月11日～令和８年10月10日

（２）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

２　意見募集の結果

意見提出数　８件

３　寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

別紙

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	支援対象の組合・連合会が列挙されているが、もう全業種を対象にしているのと変わらないだろう。だったら、特定の組合・連合会のみに融通するという不正な利益誘導などせず、組合・連合会に入っていなくても支援を受けられる様に改定すべきだ。 また、現政権は排外政策を掲げ、組合・連合会に入れていない外国人経営者を弾圧しているが、やめるべきだ。 支援対象に外国人経営者も含め、「資本金3000万円」などの馬鹿げた条件を撤廃し、外国人経営者にも産業振興に加わってもらうべきだ。	生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る認定制度は、人口減少・少子高齢化による人手不足等により、供給不足が深刻化するおそれのあるエッセンシャルサービスの供給の持続性確保を目的としています。本制度の認定対象は、本政令に規定する組合又は連合会に限定されるものではなく、会社、個人事業主、協同組合、NPO 法人等も、要件を満たす場合には認定対象となります。
2	件名：第36条第2項に基づき行政庁が定める必要書類の公表上の確認可能性について 本政令案の第36条では、特定許認可等に係る行政庁が同意に必要な書類を定めることができ、その場合、申請者が当該書類を申請書に添付し、行政庁が協議先へ送付する仕組みが定められています。 一方、今回公表された資料からは、各特定許認可等の行政庁が定める必要書類について、申請者が申請前に、その内容又はその内容を確認できる正式な公表参照先を、公表資料から識別することができません。 必要書類の確認先をあらかじめ識別できるようにすることは、申請者と行政側が同じ前提で申請準備を行えるようにし、必要書類に関する個別の照会や探索、添付漏れ又は差戻しを減らすとともに、その後の協議・同意の手続へ円滑に	産業競争力強化法施行令第36条第2項では、特定許認可等を行う行政庁が、同意のために必要な書類を定めることができることとしています。 本規定に定める「同意に必要な書類」については、今後、経済産業省 HP において参照先等を明示し、事業者が申請前に確認できる状態を整備する予定です。また、法第140条の11に規定する特定許認可等に基づく地位の承継等を活用する場合は、申請に先立ち、特定許認可等に係る行政庁に事前に御相談いただくことを推奨する旨も、ガイドラインに明記する予定としています。

	接続する上で有用であると考えます。 現状のままでは、行政庁が必要書類を定め、申請者にその添付を求める仕組みである一方、申請者が申請前に、必要書類の内容又はその内容を確認できる正式な公表参照先を、公表資料から確認できない状態が残ります。 そこで、第36条第2項に基づき各特定許認可等の行政庁が定める必要書類について、申請者が申請前に、その内容又はその内容を確認できる正式な公表参照先を、公表資料から識別できる状態とすることを求めます。 既にその状態を満たす正式な公表資料が存在する場合は、その公表資料又は参照先を明示することで足りるものと考えます。	
3	【該当箇所】 産業競争力強化法施行令案第36条第1項 【意見内容】 許認可承継特例を3種類に限定した選定基準と理由を公表してください。あわせて、制度対象業種に関係する許認可を網羅的に整理し、対象外とする理由及び代替手続を示してください。 【理由】 制度対象業種は広い一方、特例対象は道路運送、LP ガス、貨物自動車運送の許可に限られています。円滑な事業承継のため、対象の十分性と選定の合理性を検証できる説明が必要です。 【根拠資料】・「産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令（案)」PDF4頁、第36条第1項　特定許認可等として、マル1（※機種依存文字）道路運送法第4条第1項、マル2（※機種依存文字）液化石油ガス法第37条の4第1項、マル3（※機種依存文字）貨物自動車運送事業法第3条又	本規定については、対象業種に係る許認可のうち、事業を譲り受けた場合の地位の承継に関する規定が既に措置されている業法もあることに留意し、各許認可等を所管する関係省庁と調整の上、生活の維持に日常的に必要なサービスを担う事業者に承継されることで、事業の効率化に特に資すると想定される許認可等を定めることとしています。

	は第35条第1項の許可を定めています。 ・「新旧対照表」PDF4頁、第36条・政令案 ・新旧対照表には、3許可を選定した理由や対象外許認可の整理は示されていません。	
4	【該当箇所】 産業競争力強化法施行令案第36条第2項から第4項まで 【意見内容】 許認可行政庁との協議について、標準処理期間、必要書類、追加資料の取扱い、不同意理由の書面通知及び計画変更後の再協議方法を共通ルールとして示してください。 【理由】 行政庁ごとに手続や期間が異なれば、認定計画全体が遅れるおそれがあります。事業承継を円滑にする特例の効果を確保するため、予見可能な協議手続が必要です。 【根拠資料】 ・政令案 PDF4～5頁、第36条第2項から第4項まで 許認可行政庁が必要書類を定め、申請書への添付及び協議先への送付を行うこととされています。 ・同条には、標準処理期間、遅延時の通知、不同意理由の書面通知及び再協議方法は定められていません。 ・経済産業省「認定エッセンシャルサービス制度の概要（地方公共団体向け説明資料)」PDF13頁 許認可承継特例に係る申請・協議の流れが示されています。	特定許認可等に係る行政庁への協議については、許認可等ごとに必要となる書類等が異なることから、産業競争力強化法施行令において一律の共通したルールは定めておりませんが、生活維持物品役務需要減等事業適応計画については、産業競争力強化法施行規則において、計画の申請があった場合には原則１カ月以内に認定を行う旨を規定しております。 なお、円滑な申請・審査の観点から、申請に先立ち、特定許認可等に係る行政庁に事前に御相談いただくことを推奨する旨をガイドラインに明記する予定としています。
5	【該当箇所】 産業競争力強化法施行令案第3条の3第1項 【意見内容】 事業承継等に係る特定事業者等の基準を従業員2,000人とした根拠を示してください。また、承継元が基準以下で、承継先のみが2,000人	本制度では、事業承継等に当たり、より大きな事業規模へ拡大することで、規模の経済を働かせて事業を効率化し、生活維持物品役務の供給の維持を図ることが期待できる事業規模の目安として、政策的共通性が見られ、同様に特定事業者等の概念を設けている中小

	を超える場合などについて、地域サービス維持の必要性に応じた例外又は別の判定方法を検討してください。 【理由】 従業員数だけで対象を区切ると、地域のサービス維持に必要な事業承継が支援対象外となる可能性があります。制度目的との関係が分かる客観的な説明が必要です。 【根拠資料】 ・政令案 PDF3頁、第3条の3第1項 事業承継等に係る特定事業者等の常時使用する従業員数を2,000人と定めています。 ・新旧対照表 PDF3頁、第3条の3 2,000人基準が新設されることを確認できます。 ・公表された政令案・新旧対照表には、2,000人とした具体的な算定根拠や例外基準は示されていません。	企業等経営強化法における基準を倣い、特定事業者等の基準を従業員数2,000人以下としています。ご指摘の地域サービス維持の必要性に応じた対応については、本制度の運用状況や事業承継等における課題の整理等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。
6	【該当箇所】 産業競争力強化法施行令案第36条第2項から第4項まで 【意見内容】 許認可の地位を承継する場合に確認する最低限の事項として、必要な資格者・人員、設備、保安・安全管理体制、法令違反・行政処分歴及び事故発生時の対応体制を示してください。 【理由】 許認可承継の特例は円滑な事業承継に有効ですが、道路運送、LP ガス、貨物運送はいずれも住民の安全に直結します。許認可行政庁ごとに必要書類を定めるだけでなく、承継後も許認可の前提となる安全性・適格性が維持されることを、共通の最低基準で確認する必要があります。 【根拠資料】 ・政令案 PDF4～5頁、第36条第2項から第4項まで　許認可行政庁が、許認可の根拠規定の趣旨を考慮し	法第140条の11に規定する特定許認可等に基づく地位の承継等は、各許認可等において求められる安全性や適格性に関する要件を緩和するものではなく、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定申請と特定許認可等に係る手続を一体的に行うことを可能とするものであり、各許認可等に係る行政庁が、それぞれの許認可等に係る根拠法令に基づき審査を行います。

	て必要書類を定めることができるとしています。 ・同条では、安全管理体制、法令違反歴等の共通確認項目は示されていません。政令案・新旧対照表PDF4頁、第36条	
7	【該当箇所】 産業競争力強化法施行令案第37条「生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率」 【意見内容】 保険料率の設定根拠を示すとともに、保証実績、業種・地域別の利用状況、事故・代位弁済の状況及びサービス維持への効果を定期的に公表し、必要に応じて保険料率や制度設計を見直してください。 【理由】 信用保証の特例には公的負担が伴います。制度の利用件数だけでなく、金融支援が地域サービスの維持にどの程度つながったかを検証する必要があります。また、一部の業種・地域に利用が偏っていないか、過大なリスク負担が生じていないかを国民が確認できる仕組みが必要です。 【根拠資料】 ・政令案 PDF5～6頁、第37条 普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の保険料率を定めています。 ・政令案及び新旧対照表には、保険料率の算定根拠、施行後の検証方法及び見直し時期は示されていません。 ・指針案 PDF26頁、第四の二イ 主務大臣が他の主務大臣及び日本政策金融公庫と連携し、適切・確実な金融支援を行うとしています。	中小企業関係支援法に基づく特例保険の保険料率については、一般に、政策的必要性や個別事業者のリスク評価の困難性等を踏まえ、個別事業者のリスクに応じた料率区分を設けず、一律の保険料率を設定しているところです。 生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率についても、こうした既存の特例保険の考え方を踏まえて設定しております。 また、御指摘の制度の利用状況や政策効果の検証、公表及び制度の見直しについては、信用保証制度を含む中小企業政策全体の検討状況等も踏まえつつ、必要に応じて対応を検討してまいります。
8	該当箇所産業競争力強化法施行令改正案第三十六条「生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等」意見内容生活維持物品役務を供給する事業につい	本規定については、対象業種に係る許認可のうち、事業を譲り受けた場合の地位の承継に関する規定が既に措置されている業法もあることに留意し、各許認可等を所管

	て、事業主体の変更や事業承継が行われる場合にも必要なサービスを途切れさせない観点から、道路運送法、液化石油ガス関係法令及び貨物自動車運送事業法に基づく許可を特定許認可等として指定し、その地位の承継を円滑化する仕組みを設けることは有意義であると考えます。その上で、今回これらの許認可を特定許認可等として指定した考え方を可能な範囲で明らかにするとともに、制度施行後の実態を踏まえて、対象となる許認可の範囲を継続的に検証することを希望します。生活維持物品役務は、人口減少、少子高齢化、担い手不足等が進む地域において、住民の日常生活を支える様々な事業に関係すると考えられます。今回指定された旅客運送、液化石油ガス及び貨物運送に係る許可は、地域生活に密接に関係する重要な許認可であり、事業承継時の手続を円滑にする必要性は高いと考えます。一方で、今後制度が実際に運用される中では、今回指定されたもの以外の許認可についても、事業主体の変更に伴う手続が、生活維持サービスの承継や継続における実質的な障害となる事例が生じる可能性があります。そのため、すべての許認可を一律に特例の対象とするのではなく、制度施行後に、事業承継が円滑に進まなかった事例、許認可手続が承継の負担となった事例、生活維持サービスの継続に影響が生じた事例等を把握し、その結果を踏まえて対象追加の必要性を検討できる仕組みとすることが望ましいと考えます。その際には、単に手続の簡素化だけを目的とするのではなく、各許認可制度が本来確保しようとしている安全性、事業遂行能力、利用者保護その他の要件を維持することが重要です。したがって、対象追加を検討する場合に	する関係省庁と調整の上、生活の維持に日常的に必要なサービスを担う事業者に承継されることで、事業の効率化に特に資すると想定される許認可等を定めることとしています。今後の対象となる許認可等の在り方については、本制度の運用状況や事業承継等における課題の整理等を踏まえ、関係省庁とも連携しつつ、必要に応じて検討してまいります。

	は、生活維持サービスの継続上の必要性と、各許認可制度の趣旨及び安全性等の双方を確認した上で判断することが適切と考えます。また、制度の予見可能性を高める観点から、今回の三種類の許認可について、生活維持物品役務の継続への影響、事業承継時の手続上の課題その他どのような観点から特定許認可等として選定したのか、その基本的な考え方を可能な範囲で示していただくことを希望します。選定の考え方が明らかになれば、今後、地方公共団体、事業者、支援機関等が新たな承継上の課題を把握した場合にも、その課題が特定許認可等への追加検討に値するものかを整理しやすくなり、制度改善にもつながると考えます。人口減少地域においては、生活サービスを提供する事業者そのものを固定的に維持することが困難となる場合があります。そのような場合であっても、事業主体を変更しながら地域に必要な機能を次の担い手へ引き継ぐことができれば、生活サービスの継続につながります。本制度が、制度創設時に想定された事業承継だけでなく、今後人口減少や担い手不足の進行によって新たに生じる承継上の課題にも対応できる仕組みとなるよう、特定許認可等の選定根拠の明確化と、制度施行後の継続的な検証を要望します。	

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を１件頂きました。

以上

意見募集を実施した際の案からの変更点

「産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集を実施した際の、「産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令案」からの変更点は以下のとおりです。

【産業競争力強化法施行令】　※傍線部分が変更箇所

変更箇所	変更前（改正前の条文）	変更後（改正後の条文）	変更理由
第３条の２第１項（改正令第１条関係）	（特定事業者の範囲） 第三条の二　法第二条第四十項第四号に規定する政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号に規定する政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。 一～三　（略）	（特定事業者の範囲） 第三条の二　法第二条第四十項第四号の政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号の政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。 一～三　（略）	技術的修正
第 21 条（改正令第１条関係）	※既存の第 21 条に定義を追加する形で改正事項を追加。 （改正箇所は**太字**）	（事業再生円滑化関連保証に係る保険料率） 第二十一条　法第五十二条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。**次条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項**において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。**次条第一項及び第三十七条第一項において**同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。以下同じ。）にあっては一・六九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規	技術的修正

		定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、一・四四パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。**次条第一項及び第三十七条第一項において**同じ。）にあっては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）とする。 2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項**、第三十条第二項及び第三十七条第二項**において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。	
第36条（改正令第1条関係）	（生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等） 第三十六条　法第百四十条の三第四項第二号ハの政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。 一～三　（略） 2　特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第百四十条の三第六項の同意（同条第四項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）のために必要な書類を定めることができる。 3　法第百四十条の三第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る生活維持物品役務需要減等事業	（生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等） 第三十六条　法第百四十条の三第四項第二号ハの政令で定める許認可等（次項において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。 一～三　（略） 2　法第百四十条の三第六項第一号に定める特定許認可等をした行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同項の同意（同号に掲げる事項に係るものに限る。）のために必要な書類を定めることができる。 3　法第百四十条の三第一項の認定の申請を行う者は、前項の規定により定められた必要な書類を当該申請に係る申請書に添付しなければならない。	技術的修正

	適応計画に記載する場合には、当該申請に係る申請書には、当該書類を添付しなければならない。 4　行政庁は、法第百四十条の三第六項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）により同号に定める者に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該同号に定める者に送付するものとする。	4　主務大臣は、法第百四十条の三第六項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）により第二項に規定する行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。	
第37条（改正令第1条関係）	（生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率） 第三十七条　法第百四十条の六第五項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。 2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係（法第百四十条の六第三項に規定する特例生活維持物品役務需要減等	（生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率） 第三十七条　法第百四十条の六第五項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。 2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合が特定法人である場合における無担保保険の保険関係（法第百四十条の六第三項に規定する特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める	技術的修正

	事業適応関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。	率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。	
第38条第1項（改正令第1条関係）	（労働者協同組合の組織変更に係る株式等の割当てを受けることができない者等） 第三十八条　法第百四十条の十八第一項に規定する政令で定める者は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により組織変更（法第百四十条の十五第一項に規定する組織変更をいう。）前の労働者協同組合から脱退することとなる組合員とする。	（労働者協同組合の組織変更に係る株式等の割当てを受けることができない者等） 第三十八条　法第百四十条の十八第一項の政令で定める者は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により組織変更（法第百四十条の十五第一項に規定する組織変更をいう。）前の労働者協同組合から脱退することとなる組合員とする。	技術的修正

【附則】※傍線部分が変更箇所

附則	附　則 この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。	附　則 この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月二十日）から施行する。	技術的修正

以上